

第18 保証債務

1 (保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)

第448条

1 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

(改正前民法448条)

改正法1項と同じ

本条2項は、主債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されないことを定め、内容における付従性における従来の解釈を明記したものである。

2 (主たる債務者について生じた事由の効力)

第457条

1 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

2 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。

3 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れる限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(改正前民法457条)

1 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

2 保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。

本条2項において、相殺権に限らず、主債務者が有する抗弁全てについて、保証人が債権者に対抗できることを明らかにした。保証債務の付従性による当然の帰結である。

そして、3項において、相殺等については、相殺等によって消滅する範囲で、保証人は債権者の履行の請求を拒むことができるという意味であることを明らかにした。

3 保証人の求償権

(1)委託を受けた保証人の求償権(変更)

第459条

1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額)の求償権を有する。

2 民法第442条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(民法第459条第2項と同文)

第459条の2

1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたこと

を主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

3 第1項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行行使することができない。

(改正前民法459条)

1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する

2 第442条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

まず459条1項につき、従来の規定を維持するとともに、保証人が代物弁済した場合など、保証人が実際出捐した額と、主債務者らと共同の免責を得た額とが一致しない場合、共同の免責を得た額にのみ求償をなしうることを明らかにした。

なお、従前規定されていた「過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け」との要件は、事前求償権の要件に変更された。弁済をすべき旨の裁判の言い渡しを受けただけでは、弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為に該当しないものの、債務者に対する求償を求めるべき場合に変わりがないからである。

また、459条の2、1項において、委託を受けた保証人が、主債務の履行期限の前に弁済等した場合においては、保証人が主債務の期限前に弁済することは委託の内容に含まれていないことから、委託を受けない保証人の求償権（民法462条1項）と同様に、債務が消滅した当時利益を受けた限度において、保証人の求償に応じることをもって足りるとした。そしてその場合には、主たる債務者の意思に反して保証した者の求償権（民法462条2項後文）と同様に、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができることとした。保証人が主債務者に対して求償できない部分を補う趣旨である。

なお、同条2項において、保証人が主債務者に求償できる範囲として、主債務の履行期限の後の法定利息、及びその期限以後に履行したとしても避けることができなかつた費用その他の損害賠償を含むものとし、主債務の期限以後に履行していれば避けることができた費用その他の損害賠償を含まないことを明確にした。

そして、同条3項において、保証人の求償権行使時期を、主たる債務の弁済期以後でなければ行使できないものとした。もともと、主たる債務の弁済期前に保証人が債権者に弁済することは、主債務者が保証人に委託した内容と異なっており、主債務者は保証人が主たる債務の弁済期後に弁済するものと想定しており、求償権に応じるのもその時点であると考えているのが通常である。しかるに、保証人が主たる債務の弁済期前に弁済したからといって、その弁済期前に求償権が行使されることになれば、主債務者の期待を損なうことになって不当である。

(2) 委託を受けた保証人の求償権（変更）

法第460条第3号を削除するものとする。

(改正前民法460条)

保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行行使することができる。

一 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。

二 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。

三 債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証

契約の後10年を経過したとき。

改正前民法460条3号は、保証人が事前求償権を行使できる要件の一つとして、債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後10年を経過したときを規定する。

しかし、そもそも債務の弁済期が不確定で、かつその最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後10年を経過した時には、そもそも主債務の額さえ不明になっているものと思われ、事前求償になじむ場面ではないとの指摘がある。

そこで、改正前460条3号を削除することとした。

(3)通知を怠った保証人の求償の制限等（変更）

民法第463条

- 1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもって保証人に対抗したときは、保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。
- 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人にすることを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。
- 3 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

(改正前民法463条)

- 1 第443条の規定は、保証人について準用する。
- 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第443条の規定は、主たる債務者についても準用する。

(1) 主債務者から委託を受けた保証人は、事前及び事後の通知を課せられ、その通知義務を遵守すれば、その弁済の効力を主債務者に対抗できる(1項、3項)。

(2) 主債務者の意思に反しないものの、主債務者の委託を受けない保証人は、事後の通知の義務のみ課され、その通知義務を順守すれば、その弁済の効力を主債務者に対抗できる(3項)。他方、事前の通知義務は課されないが、常に主債務者が債権者に対抗できる事由の対抗を受けることになる。

(3) 主債務者の意思に反する保証人は、一切通知義務を課されないが、常に主債務者が債権者に対抗できる事由の対抗を受け、かつ主債務者による弁済その他の免責行為を有効と甘受せざるをえないこととなる(3項)。

なお、主債務者の通知義務については、従前どおり、事後の通知の義務のみ課されている(2項)。

4 連帯保証人について生じた事由の効力（変更）

民法第458条

第438条、第439条第1項、第440条及び第441条の規定(連帯債務者の一人について生じた事由の効力に関する規定)は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

(改正前民法458条)

第434条から第440条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

解説

1 背景

改正前民法458条は、連帯債務者の一人に生じた事由の効力に関する規定が、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合に準用されると規定しているが、主債務者において生じた事由が連帯保証人に及ぶのは保証債務の付従性から導かれることから、本条の意義は、連帯保証人に生じた事由が主債務者に及ぶという点に意味があることになる。

5 根保証

(1)根保証契約の保証人の責任等(変更)

民法第465条の2

1 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であって保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。

(改正前民法465条の2)

1 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 第446条第2項及び第3項の規定は、貸金等根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。

本条は、極度額の定めがなければ根保証契約の効力がないという改正前民法465条の2の適用範囲を、個人根保証契約全般に拡大するものである。

また、個人根保証契約についても、当然ながら、保証契約としての要式性(書面または電磁的記録によってなされること)を必要とするものである。

(2)個人根保証契約の元本の確定事由(変更)

民法第456条の4

1 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る。

(1)債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(2)保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

(3)主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

2 前項に規定する場合のほか、主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれる

個人根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第1号に掲げるの場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。

(1) 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(2) 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(改正前民法465条の4)

次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。

- 一 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。
- 二 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

貸金等根保証契約については、従前と変わりがない。

しかし、貸金等根保証契約以外の個人根保証契約においては、債権者が主債務者の財産に対して金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき、及び主債務者が破産手続開始の決定を受けた場合は、確定事由から除外されることとなった。

(3)保証人が法人である根保証契約の求償権（変更）

民法第465条の5

- 1 保証人が法人である根保証契約において、第465条の2第1項に規定するの極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。
- 2 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第465条の3第1項若しくは第3項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。
- 3 前2項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

(改正前民法465条の5)

保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第465条の2第1項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第465条の3第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、その効力を生じない。

第2項については、保証人が法人である場合の貸金等根保証において、保証人が取得する求償権について個人と保証契約を締結した場合の規律であり、従前とおりである。

ところが、第1項については、まず個人根保証契約に対しては、改正前民法第465条の3（貸金等根保証契約の元本確定期日）の規定は適用されないことから、保証委託契約においては、極度額の定めのみ要求することとした。

また、保証委託契約が根保証の場合にも、第1項は適用されない。保証委託契約が根保証の場合（これは、保証人である法人が主債務者に対して有する求償権を個人が

保証するものであるため、これも今回の改正で個人根保証契約に該当する)において、もともとの個人根保証契約に極度額の定めがなくとも、保証委託契約自体に極度額の定めがあれば、保証人の予想を超える過大な責任を負わせる心配がないからである。

6 保証人保護の方策の拡充

(1)(公正証書の作成と保証の効力)

第465条の6

- 1 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。
- 2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。
 - (1)保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。
 - イ 保証契約(ロに掲げるものを除く。) 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。
 - ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第465条の4(個人根保証契約の元本確定事由)第1項各号若しくは第2項各号に掲げる事由その他元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。
 - (2)公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
 - (3)保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
 - (4)公証人が、その証書は前3号に掲げる方式にしたがって作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
- 3 前2項の規定は、保証人となろうとする者が法人である場合には、適用しない。

第465条の7

- 1 前条第1項の保証契約又は根保証契約の保証人となろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、同条第2項第(1)号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合、同号中「口授」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

- 2 前条第1項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第2項第(2)号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。
- 3 公証人は、前2項に定める方式にしたがって公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

(2) (公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第465条の8

- 1 第465条の6第1項及び第2項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。
- 2 前項の規定は、保証人となろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(3) (公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

第465条の9

前3条の規定は、保証人となろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

- (1)主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- (2)主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者
 - イ 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)の過半数を有する者
 - ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者
- (3)主たる債務者(法人である者を除く。以下この号において同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

いわゆる事業性貸金にかかる保証契約及び事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約について、個人が保証人となる場合には、原則として、公正証書による保証意思の確認及び表明が必要となるが、主債務者と一定の関係に立つ者については、公正証書による保証意思の確認及び表明は不要とされた。

(1) 公正証書によることが必要となる保証契約の範囲

まず、事業性貸金等にかかる保証契約及び事業のために負担する貸金等債務が含まれる貸金等根保証契約にかかるものであるため、その他の保証契約には適用されない。

(2) 公正証書の作成時期

公正証書は、事業性貸金にかかる保証契約及び貸金等根保証契約が締結される1か月前から、これらの契約を締結するに先立つまでである。

(3) 公正証書の内容

本条の公正証書は、あくまで保証人となろうとする者の保証意思を確認すると同時

にそれを明確化させるものであるから、事業性貸金にかかる保証契約ないし貸金等根保証契約と全く同一の内容で作成されることを要しない。

(4) その他

その他、公正証書の様式については、公正証書遺言とほぼ同様である。なお、口のきけない者や、耳の聞こえない者については、格別の手続を要する旨新設された。

(5) 経営者の範囲について

2号につき、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権が除外されていることから、株主総会において決議をすることができる事項につき一つでも議決権を有する株式であれば、議決権ある株式に算入されることになる。

なお、ここにいう法人は、法人格を有する団体に限らず、法人格を有しないものの法人と同等に扱うべき団体をも含む趣旨（改正前民法465条の2、1項など）である。「法人その他の団体」と規定しなかったのは、そのためである。

2号につき、議決権の過半数を有する者を例外とする趣旨は、かような者は主たる債務者を支配しており、実質的に主たる債務者と同一であると評価することができるという点にある。

3号につき、「主たる債務者が個人である場合の主たる債務者と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」と規定されているのは、中小企業やベンチャー企業など零細な企業ないし新規の企業の資金調達に配慮したことによる。即ち、共同経営者あるいは経営者の配偶者（ただし配偶者自身が経営に現に従事していることを要する）であれば、公正証書なくして個人保証をなすことができる。

(4)(契約締結時の情報の提供義務)

第465条の10

1 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(1) 財産及び収支の状況

(2) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(3) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

(1) 主体等

事業のために負担する債務における、主たる債務者である。そのため、事業のためではない、私的な債務における主たる債務者はこれに該当しない。

(2) 保証人

委託を受ける保証人にして個人であることを要する。

(3) 説明・情報提供すべき内容

1項が規定するとおりであるが、どの程度までの具体的内容が必要とされるかは、明らかではない。委託を受けた保証人が、債権者と保証契約を締結するかどうかを判

断するにあたって、必要な程度に具体的なものであることを要するとは考えられるが、今後の事例の蓄積を見守る必要が有る。

(4) 違反の効果

主たる債務者が1項の説明をせず、又は事実と異なる説明をしたために委託を受けた者が1項に掲げる事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができることとされた。

(5) (主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

第458条の2

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについて不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(1) 主体

委託を受けた保証人のみ、債権者に照会しうることとし、委託を受けない保証人を除外した。

なお、保証人は個人であることを要しない。

(2) 提供すべき情報の内容

主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについて不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額に関する情報とされた。これは保証債務の範囲（民法447条1項）にかかる内容と平仄を合わせるものであり、また主債務者における不履行の有無と履行期限が到来しているものの額が、最も保証人にとって重要な情報であることから、これを対象としたものである。

(3) 違反の効果

本条は、この規定に違反して情報提供しなかった、あるいは正しくない情報を提供した場合における債権者の責任を規定していない。

(6) (主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第458条の3

- 1 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。
- 2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知をするまでに生ずべき遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。
- 3 前2項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

(1) 主体等

主たる債務者が期限の利益を有している場合の債権者である。

(2) 適用される主債務の範囲

主たる債務者が期限の利益を有している場合に限られる。

(3) 保証人について

保証人であれば、主債務者から委託を受けたかどうかに関わりなく、通知の対象と

なる。

なお、保証人が法人の場合には除外される。

(4) 通知をなすべき期間

主たる債務者がその利益を喪失したことを知った時から2箇月以内である。

(5) 通知を怠った場合の効果

通知を怠った債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からその旨の通知をした時まで生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

本条の趣旨が、あくまで遅延損害金が過大になることを回避するために、保証人に返済の機会を与えることを目的としているからである。